

学校職員の交通事故等に係る措置について

〔平成18年2月6日〕
教育長決定

最近改正 平成30年1月30日

学校職員の交通事故及び違反（以下「交通事故等」という。）については、次に定めるところにより、懲戒又は訓戒の措置を講ずることとする。

1 懲戒処分等の基準

懲戒処分等の措置案は、原則として次の基準に基づき、過去の処分例を考慮し、かつ、本人の過失の程度、被害者の傷害の程度、損害の程度、行政処分の点数及び刑事罰の罰金額の要素等、加重・軽減の要素を考慮して決定する。

事故の種別 違反の種別		人身事故		物損事故	事故を伴わない 違反	
		死亡	傷害			
交通 三 悪	酒気帯び運転	免職	免職	免職 ～ 停職5月	停職4月～停職3月	
	酒酔い運転			免職	免職	
	無免許運転		免職 ～ 停職6月	免職 ～ 停職3月	停職4月～停職1月	
	速度 超 過		50km/h以上	免職 ～ 停職4月	停職4月 ～ 停職1月	停職1月～減給1月
			30km/h以上 ～ 50km/h未満	停職2月 ～ 停職1月	減給6月 ～ 減給5月	戒告
			30km/h未満	停職4月 ～ 停職2月	減給4月 ～ 減給2月	減給1月 ～ 戒告
その他		停職3月 ～ 停職1月	減給3月 ～ 戒告	戒告		

(注1) 本基準は、交通事故等で検察庁より起訴されたものを対象とする。

(注2) 交通三悪以外の違反原因による交通事故等は、違反の状況、過去の違反歴等を斟酌して訓戒措置とすることができる。

(注3) 事故を伴わない30km/h以上50km/h未満の速度超過違反のうち、40km/h未満の

超過及び高速道路での違反の場合においては、違反の状況、過去の違反歴を斟酌して訓戒措置とする。

2 軽減の検討要素

次の要件に該当する場合には、交通事故等の状況により、処分等を軽減する。

- ① 過去に違反歴がない場合
- ② 軽度の違反の場合
- ③ 被害者に過失がある場合
- ④ その他情状が酌量できるものが存在する場合

3 加重の検討要素

次の要件に該当する場合には、交通事故等の状況により、処分等を加重する。

- ① 救護等措置義務違反（ひき逃げ）、危険防止等措置義務違反（あて逃げ）を起こした場合
- ② 過去に交通事故等による処分等の前歴がある場合
- ③ 報告懈怠がある場合
- ④ 管理職の場合
- ⑤ 複数の交通事故・違反が存在する場合
- ⑥ その他加重すべき要素が存在する場合

4 その他

次の要件に該当する者に対しては、懲戒処分を課する。

- ① 酒酔い・酒気帯び運転を知っていながらそれに同乗していた者、及び酒酔い・酒気帯び運転をするおそれのある者に対して酒類を提供若しくはすすめた者に対しては、減給6月を基本とし、運転者との関係、その他事情を斟酌し、加重または軽減する。
- ② 管理監督者であって、交通事故等に管理監督上重大な責任がある場合、処分の量定については、戒告を基本とし、管理監督の状況等を斟酌し、加重または軽減する。

※ 本基準は平成30年2月1日以降に発生した交通事故等から適用する。